国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十二月三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

十二月三日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

十二月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食品安全委員会事務局の在り方に関する質問主意書（上村英明提出）

糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する再質問主意書（高井崇志提出）

最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問主意書（長妻昭提出）

質問書転送

十二月三日次の質問主意書を内閣に転送した。

警察官の増員に関する質問主意書

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問主意書

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問主意書

高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問主意書

参議院

議案付託

十二月三日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

決算委員会に付託

議決通知

十二月三日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

質問主意書提出

十二月三日議員から次の質問主意書が提出された。

高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五九号）

公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六〇号）

質問主意書転送

十二月三日次の質問主意書を内閣に転送した。

高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五四号）

辺野古新基地の建設事業に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五五号）

高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五六号）

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第五七号）

官庁事項

人事院公示第21号

人事院総裁は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第３項第２号の規定に基づき、平成13年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月５日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第１項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院 （東京都港区虎ノ門２の２の３） （略） ２　（略）	１　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第１項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院 （東京都千代田区霞が関１の２の３） （略） ２　（略）

２　この決定による改正は、令和８年１月26日から効力を発生する。

法律公布奏上及び通知

十二月三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、フィリピンで発生した台風被害につき、十一月二十七日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告